

まちづくり通信

第 49 号

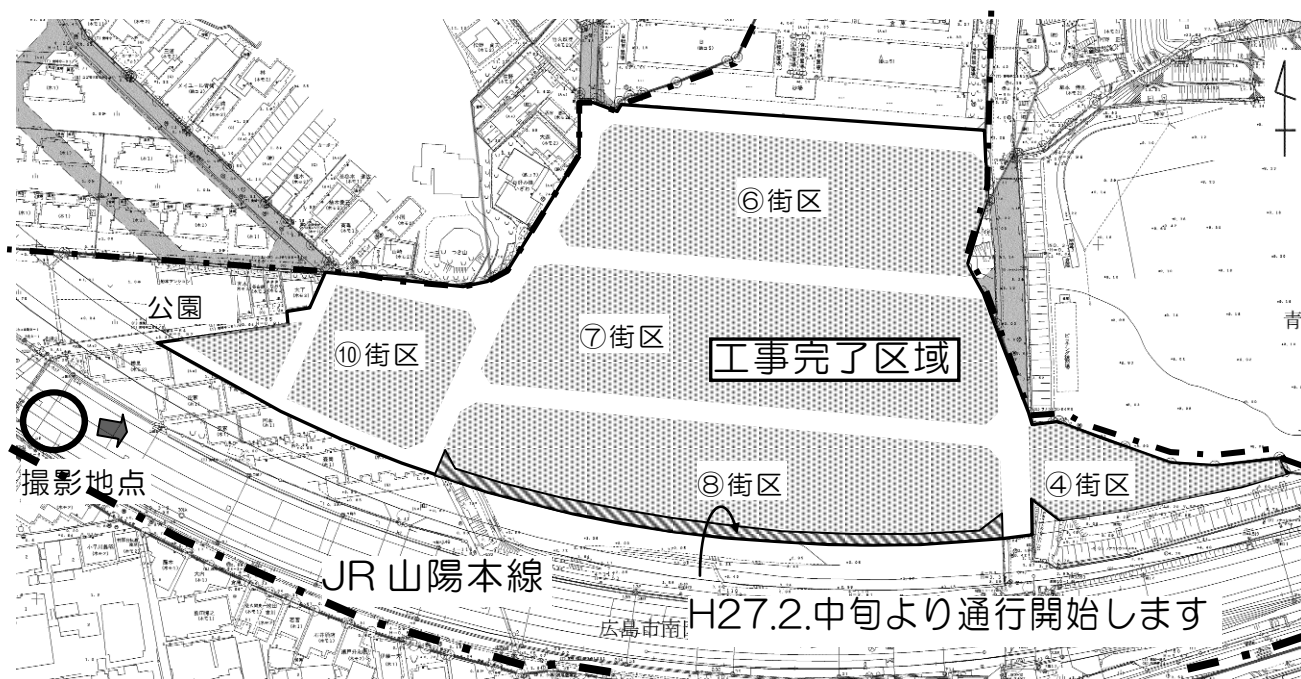


平成27年2月

■ JR山陽本線北側の様子

JR山陽本線北側の宅地については、昨年に引き続き、宅地造成と道路・上下水道整備などを行い、公園用地を除く宅地の造成工事が概ね完了しました。

また、JR 山陽本線沿いの歩道は、平成25年12月より通行止めを行い、皆様には大変ご迷惑をお掛けしましたが、2月中旬より通行を再開します。（下図）



平成27年1月撮影

1 仮換地指定と移転について

- 仮換地指定とは、従前の宅地（現在の所有地又は借地等）に代えて新たに使用又は収益できる土地（仮換地）を指定することです。事業の進捗に合わせて、順次、関係権利者にご連絡します。
- 仮換地指定後、順次、建物の移転補償契約を行い、従前の宅地から移転していただくことになります。
- 建物の移転補償契約を含めた移転の時期等については、個別に協議を行いますので、連絡をお待ちください。



2 相続・売買に伴う登記事項の変更手続きとご連絡のお願い

- 土地の相続・売買など土地所有者の変更が生じた場合は、土地登記簿の変更手続きを済ませるとともに、所有者の変更についてご連絡をお願いします。また、借地権の変更が生じた場合もご連絡をお願いします。
- 転居などで住所変更が生じた場合も、住民票の変更手続きにあわせて、新住所のご連絡をお願いします。みなさんにまちづくり通信その他の通知が円滑に届けられるよう努めてまいります。



問 い 合 わ せ 先

〒734-0053 広島市南区青崎一丁目15番24号
広島市 都市整備局 青崎地区区画整理事務所
電話 (082) 510-3110 (直通)
FAX (082) 288-3101
E-mail ts-aosaki@city.hiroshima.lg.jp